

医薬発 0530 第 1 号
令和 7 年 5 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の公布及び施行等について

平素より医薬品・医療機器等行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 62 号）が公布され、令和 7 年 6 月 1 日に施行されます。本省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されること等を受け、厚生労働省が所管する省令において、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたものであり、このうち薬事関係省令の改正箇所等及び施行に当たっての留意事項について、下記のとおり周知します。また、関連して、これまで医薬局が発出した通知等に係る取扱いについても、併せて周知します。

御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律第 2 条により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設された。これに伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）におい

て、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）等の関係法律における規定についても同様に「拘禁刑」とする改正が行われ、令和 7 年 6 月 1 日に施行される。なお、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 193 号）においても、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）等の関係政令における規定について同様に「拘禁刑」とする改正が行われ、同日に施行される。

本省令は、上記改正を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）等の薬事関係省令を含め、厚生労働省が所管する省令において、「懲役」及び「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改め、その他所要の改正を行うものである。

第 2 改正省令の主な内容（薬事関係省令部分）

以下に掲げる省令において、「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改めるもの。

第 4 条 第 1 号	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	昭和 28 年厚生省令第 14 号
第 4 条 第 2 号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	昭和 36 年厚生省令第 1 号
第 4 条 第 7 号	薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号）附則第 12 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第 1 条の規定による改正前の薬事法施行規則	昭和 36 年厚生省令第 1 号
第 4 条 第 8 号	薬事法施行規則の一部を改正する省令附則第 14 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第 1 条の規定による改正前の薬事法施行規則	昭和 36 年厚生省令第 1 号
第 4 条 第 10 号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令	令和 3 年厚生労働省令第 15 号

第 3 改正省令の経過措置等

本省令の施行の際現にある本省令による改正前の様式により使用されている書類は、本省令による改正後の様式によるものとする。

本省令の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第4 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律等の内容に合わせて、「懲役」及び「禁錮」の字句を「拘禁刑」と読み替えるなど、必要な読替を行った上で、引き続き適用されるものである。

○厚生労働省令第六十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号(1)から様式第十号(2)まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第十三号の二から様式第十五号の二まで及び様式第二十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号(1)から様式第二号まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第六号、様式第七号及び様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第三条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号、様式第九号の二及び様式第九号の三の二から様式第九号の五まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる省令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第二十号様式及び別記第二十号の二様式

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）様式第一、様式第五から様式第五の三まで、様式第五の五(一)、様式第五の五(二)、様式第九、様式第十一、様式第十二、様式第十四、様式第十七の二、様式第十七の四、様式第十八、様式第二十、様式第二十一の二、様式第二十一の四、様式第六十三の二、様式第六十三の四、様式第六十三の五、様式第六十三の七、様式第七十六、様式第七十八、様式第八十三、様式第八十六、様式第八十六の二、様式第八十七、様式第九十、様式第九十一、様式第九十三、様式第九十四の二及び様式第九十四の四

三 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）様式第一号

四 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）様式第三号

五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）様式第二、様式第六及び様式第七

六 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）様式第二

七 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「旧薬事法施行規則」という。）第百五十三条により読み替えて準用する旧薬事法施行規則第六条の規定による様式第七十八

八 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第百四十九条第一項の規定による様式第八十二

九 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）様式第十四、様式第十九、様式第二十二、様式第二十五及び様式第二十七

十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）様式第一及び様式第二

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第五条 次に掲げる省令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第三十四号

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）別記様式

三 石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）別記様式

四 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）別記様式

五 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）様式第九号

（労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正）

第六条 次に掲げる省令の規定中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十二条の四第一号

二 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第三十四条の四第一号

三 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第三条第二項第一号

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第十二条

五 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六号第一号

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第七条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の五の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の六から様式第一号の六の四まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の六の五から様式第一号の六の十まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の七及び様式第一号の七の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の八から様式第一号の九の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）
第八條 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第八号、様式第十一号、様式第十二号の七及び様式第十二号の八を次のように改める。
様式第八号（第五十條四條）

職業訓練指導員の免許を受けたもので、特種免許を添えて申請する者			
1 申請者氏名			
2 職業能力開発促進法第8条第3項各号の改正状況（添付するものを○で印すること。）			
1 在籍は養成機関の在籍員養成を減らした者			
2 職業訓練指導員資格に合格した者			
3 その他（ ）			
3 昇格の職位の階級により職業訓練指導員の業務を前号に行うに当たって必要な能力、知識及び専門知識を 適量に行うことができる（添付書類）（する・しない）			
4 階級別（添）以上の月に達せられたことの有無			
添 別表等の一節を改正する地位（令和4年度法律第1号）第2条第1項第1号による改正前の法律（昭和44年法律第1号）以下 「別表1」という）第1項に規定する階級及び「別表第1項」に規定する階級を含む			
5 職業訓練指導員免許の取得したことの有無			
取得し年月日			
取得し年月			
取得し年月			
職業訓練指導員 氏名			

様式第十一号（第四十七條四條）

職業訓練指導員の免許を受けたもので、別表第1項を添えて申請する者			
職業訓練指導員免許を受けたもので、別表第1項を添えて申請する者			
1 申請者氏名			
2 階級別（添）以上の月に達せられたことの有無			
添 別表等の一節を改正する地位（令和4年度法律第1号）第2条第1項第1号による改正前の法律（昭和44年法律第1号）以下 「別表1」という）第1項に規定する階級及び「別表第1項」に規定する階級を含む			
3 職業訓練指導員免許の取得したことの有無			
取得し年月日			
取得し年月			
取得し年月			
4 階級別の免除を受ける者の有無			
あるときはその理			
5 申請者氏名			

- (厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部改正)
- 第九条 次に掲げる省令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 一 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）附則第十八条第一項第十号及び附則第四十五条第二項第七号
- 二 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和五年厚生労働省令第七十二号）第三十条第三項第二号

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十條 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の三まで及び様式第九号を次のように改める。

樣式第 1 号(第二十六卷第五号)

[illegible]

(美田)

[illegible]

—
道

- ② 必要があるときは、各欄の配当を著しく変更することなく所定の変更を加えることその他の所定の調整を加える、を認めること。

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

注意事項	
一	介護サービス又はサービス・活動事業(第一号至第五号)のサービスを受けようとするとき、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
二	介護サービス又はサービス・活動事業(第一号至第五号)のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた利用者負担の割合(欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます)。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用又は払額はありません。)
三	被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四	この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五	不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲罰の処分を受け、また、利用時支払額を三割(二割)に増徴された割合(二割)である場合は、この証に記載された利用者の負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

(表面)

介護保険負担割合証	
交付年月日 令和 年 月 日	
被保険者	番号 住所 フリガナ 氏名 生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間 割 別 開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日 割 別 開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二の二(第八十三条の六関係)

(裏面)

注意事項	
一	この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において「特養等」という)並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(この証の表面において「老健・医療院等」という)を利用する際に食事の提供を受け、又は居住者として滞在する場合に、この証の表面に記載する負担限度額が文のみの上限となります。
二	前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口に提出してください。
三	被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担限度額認定証の有効期限に達したときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四	この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五	不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受け、また、市町村にその旨を届け出てください。

(表面)

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 令和 年 月 日	
被保険者	番号 住所 フリガナ 氏名 生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 適用年月日 令和 年 月 日から 有効期限 令和 年 月 日まで
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス 円
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養等) 従来型個室(老健・医療院等) 多床室 円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

備考

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十一条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号(別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。)

確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
様式第三号(別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。)	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
様式第三号(別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。)	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

(健康増進法施行規則の一部改正)

第十二条 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号の三まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮若しくは刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十六条に規定する拘留(以下この条において「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘留されている場合又は留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留され、又は留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けているものとみなす。

- 健康保険法施行規則第三十二条の二第二号
- 船員保険法施行規則第十八条第二号
- 労働基準法施行規則第三十七条の二第一号
- 労働者災害補償保険法施行規則第十二条の四第一号
- 国民年金法施行規則第三十四条の四第一号
- 労働者災害補償保険特別支給金支給規則第三条第二項第一号
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第十二条
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六条第一号

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。